

島規制 の作業手順

規制材の設置

ラバコン設置

標識設置

中間テーパー部設置

ラバコン設置

交通監視・交通誘導

規制材撤収

内 容	留 意 事 項	危険性・有害性の洗い出し	重篤度	可能性の 度合	リスク評 価	優先度	リスク低減措置
・走行車線規制の手順による							
<p>《走行規制の延伸》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・走行車線規制を延伸し、オフランプの100m手前で標識を設置する。(規制図による) ・標識の設置位置からラバコンの間隔を10mにして、路肩側へ斜めに設置する ・保安員1名を見通しの良いところに配置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・車両移動時の合図の確認 ・標識の強固な固定 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般車に追突されケガをする 	5	3	8	IV	・保安員の配置
<ul style="list-style-type: none"> ・車両を路肩に停車し、矢印板を降ろし、手で持ち設置準備を行う。 ・上流保安員の合図で矢印板を持った作業員と車両・現場保安員が所定の位置に横断する。 ・現場保安員は発炎筒を2本使用し矢印板設置位置上流側に置く。 ・矢印板8枚で、テーパー部を設置する(本線側4枚、ランプ側4枚) <p>・AVライトを中間テーパーの先端に設置する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設置位置の確認 ・上流保安員と現場保安員は、合図を打ち合わせ意志の疎通をしておく ・車両はゼブラ内に入れる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般車が突っ込んで作業員を撥ねる 	5	3	8	IV	<ul style="list-style-type: none"> ・保安員の配置 ・発煙筒による注意喚起 ・大きな旗振り動作により注意喚起を送る
<ul style="list-style-type: none"> ・ラバコンを10～20m間隔に設置する <p>・作業時は、楽ちん楽座(転落防止)を使用する。設置出来ない場合は、アオリ部分に補助ロープを固定設置し、体制を崩した際、補助ロープを掴み転落を回避する。(荷台から設置時)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保安員は車両の来る方向に正対し、通行車両に注意喚起を促す ・危険と思われる車両が進入したら警笛を使用し作業者に知らせる。 ・発炎筒の使用後の回収と、発炎筒による火災に注意する 	<ul style="list-style-type: none"> ・発炎筒による火災が発生する 	3	1	4	II	<ul style="list-style-type: none"> ・消火するカンの配備
<ul style="list-style-type: none"> ・ラバコンを10～20m間隔に設置する <p>・作業時は、楽ちん楽座(転落防止)を使用する。設置出来ない場合は、アオリ部分に補助ロープを固定設置し、体制を崩した際、補助ロープを掴み転落を回避する。(荷台から設置時)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ラバコン設置位置及び向きを統一して設置 ・荷台の整理整頓 <p>・資機材により作業スペース狭小(無理な姿勢)で作業とならないよう注意。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ラバコンを落とし通行車両に当たる ・姿勢を崩し荷台から転落 	3	3	6	III	<ul style="list-style-type: none"> ・確実にラバコンを持つ(必要な滑り止めの措置)
<ul style="list-style-type: none"> ・セーフティーバーを監視員の10m程度下流に設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・資機材により作業スペース狭小(無理な姿勢)で作業とならないよう注意。 	<ul style="list-style-type: none"> ・姿勢を崩し荷台から転落 	3	4	7	IV	<ul style="list-style-type: none"> ・転落防止措置
<ul style="list-style-type: none"> ・走行車線規制の手順による ・保安員は、標識車の前方(安全な場所)でテーパー監視し、異常があれば是正する ・車両の出入りがある場合は、工事用車両出入り口を明示し、工事車両に分かるよう大きな合図を送る <p>・セーフティーバーを監視員の10m程度下流に設置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・規制進入時は大きく黄旗を振り、合図を送る ・規制退出時は、運転手と合図を打合せ通行車両の合い間を広く取り誘導する ・後退誘導等は、運転手から見える位置で笛と手の動作で誘導を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・作業車がバックして保安員を轢く ・一般車がテーパー部に突っ込む ・入退出時、車両と一般車がぶつかる 	4	2	6	III	<ul style="list-style-type: none"> ・セーフティーバーの設置
<ul style="list-style-type: none"> ・作業の役割分担を明確にし、作業に専念する。 ・解除標識、お詫び標識を倒し、規制材車に積む ・規制材車を後退しながらラバコンを積みこむ(ラバコン回収者の向き) ・車両誘導のみを行う専風の監視員を指名し配置(監視作業以外の作業を絶対にしてはならない) <p>・緊急時の車両停止指示(シラスダダーの活用)</p> <p>・誤進入防止矢印板・ラバコンを設置している場合は片づける。 ・可変速度標識の切替(目隠しの撤去) ※目印として設置している矢印板・ラバコンを撤去する。</p> <p>・工事内容表示看板片付け</p> <p>・荷台作業員の安全確保</p> <p>・作業時は、楽ちん楽座(転落防止)を使用する。設置出来ない場合は、アオリ部分に補助ロープを固定設置し、体制を崩した際、補助ロープを掴み転落を回避する。(荷台から設置時)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(運転手1名、監視・誘導者1名、回収者1名、撤去補助員必要数) ・ラバコン回収は低速で荷台作業を考慮した徐行速度とする ・ラバコン回収者は通行車両に正対しラバコン回収を行う ・車両誘導を指名された者は、車両誘導の役割を行う(前進・停車等) ・笛と手動作での合図、クラクションによる車輛発信合図を確実に実施する(荷台に乗車する作業員は監視員がいるからと過信せず警笛を直ぐに吹けるように準備(装着)しておく) ・複数人数による標識運搬及び本線横断時の合図の徹底 ・車両を停車し、目隠しを撤去後、残置している矢印板1枚、コーン1本を回収し、車両一周確認した後、後退作業にはいる。 ・緊急時・異常状態の際は、シラスダダーを使用し緊急停止を指示 ・本線横断時は保安員の指示に従う <p>・資機材により作業スペース狭小(無理な姿勢)で作業とならないよう注意。</p> <p>・同一規制内での同時作業(縦列後退)を禁止</p> <p>・作業車同士の接触を防止するため、車両誘導者は停車している作業車等がある場合は100m手前より、警笛及び手動作で運転手に周知し、最徐行運転を促し、停止している車両用のセーフティーバー(20m)手前で一旦停車し安全確認を行う。 ※停止車両は接触防止のため、車両の前方20m下側にセーフティーバー等を設置し接触事故防止を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・車両誘導者と運転手の連携不足によりラバコンを落とし、一般車両に当たる ・車両の荷台から転落し、自転車及び通行する一般車に追突される。 ・規制作業車同士が追突し、ケガをする 	4	2	6	III	<ul style="list-style-type: none"> ・セーフティーバーの設置
							<ul style="list-style-type: none"> ・大きな旗振り動作により注意喚起を送る

注意事項

- ・作業員を荷台に乗せている時は移動に注意をする(規制内に限る)
- ・本線横断時の車両確認
- ・発煙筒の有効使用
- ・規制箇所の確認
- ・標荷の飛散防止確認
- ・標識、立て看板の転倒防止